

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部 道路河川課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 道河委第18号
委 託 業 務 名 称	建物等移転補償費再算定業務(市道石田宮司線)
委 託 業 務 場 所	長浜市七条町 地先
業 務 の 概 要	事業用地にある支障物件の移転等補償費の再算定 ・建物等の算定 3棟 ・工作物の算定 1戸・1箇所 ・動産に関する算定 1戸・1事業所 ・その他通損に関する算定(借家人) 1世帯 ・その他通損に関する算定(移転雑費) 3所有者 ・消費税等調査 1事業者
履 行 期 間	契約締結日の翌日 から 令和5年10月9日
契 約 年 月 日	令和5年7月21日
契 約 額 (税 込)	1, 630, 000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 草津市東矢倉一丁目2番2号 [商 号 又 は 名 称] 株式会社国土開発センター 京滋営業所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は、昨年度に(株)国土開発センター京滋営業所が受注した建物等補償調査業務をもとに補償額の再算定を行うものである。 同社は、昨年度調査により物件の実態を把握し、物件の移転工法、補償内容等の全部を熟知しており、被補償者との信頼関係も構築されている。 他の業者に委託した場合、打合せ協議、現地踏査等に新たな経費及び期間を要し、被補償者にも再度の大きな負担を強いることになり、随時進行している補償交渉に多大な支障が生じてしまうため、(株)国土開発センター京滋営業所に委託する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。